

西海市地域防災計画の修正について

番号	ページ	修正項目	
①	29	災害予防計画	相互応援体制の確立 (各協定書等締結に基づき追記)
②	45	災害予防計画	防災業務施設の整備 (主な防災施設・場所の指定)
③	51	災害予防計画	緊急輸送活動体制の整備 (長崎県緊急輸送道路ネットワーク計画)
④	77	災害応急対策計画 (風水害対策)	防災気象情報の伝達計画 (警戒レベルを用いた防災情報の提供)
⑤	84	災害応急対策計画 (風水害対策)	防災気象情報の伝達計画 (大雨・洪水警報の危険度分布等)
⑥	115	災害応急対策計画 (風水害対策)	土砂災害における警戒避難計画 (要配慮者利用施設における避難確保計画)
⑦	118	災害応急対策計画 (風水害対策)	災害救助法の適用 (西海市における災害救助法の適用基準)

番号	ページ	修正項目	
⑧	122	災害応急対策計画 (風水害対策)	避難計画 (避難所における感染症対策)
⑨	131	災害応急対策計画 (風水害対策)	食糧供給計画 (災害救助法による食料供給)
⑩	179	災害応急対策計画 (震災対策)	情報活動 (緊急地震速報)
⑪	185	災害応急対策計画 (震災対策)	情報活動 (地震情報の種類とその内容)
⑫	216	災害応急対策計画 (震災対策)	避難活動 (避難所の運営)
⑬	225	災害応急対策計画 (震災対策)	地域への応援活動 (応急住宅の確保)
⑭	246	災害応急対策計画 (その他の災害対策)	消防活動計画 (火災気象通報の取扱い)

改正理由	相互応援体制の確立 (各協定書等締結に基づき追記)
ページ	追記
① 29 ～ 30	<p>第4章 相互応援体制の確立</p> <p>1～17 変更なし。</p> <p>18 長崎県石油商業組合西海支部との災害時における燃料等の供給協力に関する協定書 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、燃料等を調達する必要があると認めるときは、長崎県石油商業組合西海支部に対し、燃料等の供給を依頼することができる。また、西海市の協力依頼があったときは、燃料等の優先的な供給及び運搬について、可能な限り協力するものとする。</p> <p>19 大塚製薬株式会社との包括連携協定書 大塚製薬株式会社と市民の健康維持・増進、食育の推進、スポーツの振興、青少年の育成、災害発生時の支援及び防災・減災に関する事項などについて、相互に緊密な連携を図り、協働による活動を推進することにより、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。</p> <p>20 社会福祉協議会との避難所施設利用に関する覚書 社会福祉協議会とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会福祉協議会管理の施設を避難所として利用に関し、利用できる施設の範囲、避難所の開設、避難行動への協力及び避難所の管理運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

<p>改正理由</p>	<p>相互応援体制の確立 (各協定書等締結に基づき追記)</p>
<p>ページ</p>	<p>追記</p>
<p>① 29 ～ 30</p>	<p>21 株式会社コスモス薬品との災害時における救援物資供給等の協力に関する協定 株式会社コスモス薬品とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要となる食糧、食料品、その他生活必需品の救援物資の供給協力に関し、西海市が協力を要請した場合、可能な範囲において保有物資の優先供給に協力するものとする。</p> <p>22 西海市福祉施設連絡協議会との災害時における要配慮者の避難施設としての社会福祉施設等への受け入れに関する協定書 西海市福祉施設連絡協議会とは、大規模な地震、風水害等の災害、台風の接近等により避難指示等が発せられた地域の要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、西海市が避難施設として同連絡協議会に加入する社会福祉施設へ受け入れの協力等を要請できるものとする。</p> <p>23 株式会社マツモトキヨシ九州販売との災害時における救援物資供給等の協力に関する協定 株式会社マツモトキヨシ九州販売とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要となる食料品や日用品または医薬品、その他生活必需品の救援物資の供給協力に関し、西海市が協力を要請した場合、可能な範囲において保有物資の優先供給に協力するものとする。</p> <p>24 西海市社会福祉協議会との災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書 西海市社会福祉協議会とは、地震、風水害等による大規模な災害が発生した時に、迅速かつ効率的に被災者に対する生活支援活動を行うことができるよう、相互に連携してボランティア活動を行う団体、又は個人を支援するためセンターを設置し、被災者等の生活安定に寄与することを目的とする。</p>

<p>改正理由</p>	<p>相互応援体制の確立 (各協定書等締結に基づき追記)</p>	
<p>ページ</p>	<p>追記</p>	
<p>① 29 ～ 30</p>	<p>25 株式会社ゼンリンとの災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 株式会社ゼンリンとは、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において災害対策本部を設置したときは、西海市の要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。</p> <p>26 長崎県県北振興局等との雪浦川水系（雪浦川）治水協定 二級河川雪浦川水系において、河川管理者及びダム管理者である県北振興局並びに関係利水者である長崎市上下水道事業管理者及び西海市は、大雨が降ると予測された場合、事前に雪浦ダムの放流を行い、洪水調節可能容量を増やすことにより、ダムへの流れ込みをより多くダムに貯留させることにより雪浦川への放流量を調節して、ダム下流河川の沿川における洪水被害の防止・軽減を図ることについて協定を締結するもの。</p> <p>27 ヤフー株式会社との災害に係る情報発信等に関する協定 西海市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ西海市の行政機能の低下を軽減させるため、西海市とヤフー株式会社が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。</p>	

改正理由 防災業務施設の整備 主な防災施設・場所の指定について
 (「長崎県ドクターヘリ場外離着陸場一覧」更新に基づきヘリポート修正)

ページ 更新

② 45	<p>第9章 防災業務施設の整備 2 防災拠点の確保・整備 市では、防災活動の拠点となる施設や場所を次のとおり定め、平時より災害時を想定して、耐震対策や必要な物資や資機材等の備蓄等を進める。</p> <p>主な防災施設・場所の指定</p>																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">必要機能</th> <th style="width: 33%;">第1候補地</th> <th style="width: 33%;">第2候補地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>市庁舎(本庁・各総合支所)</td> <td>大瀬戸コミュニティセンター</td> </tr> <tr> <td>自衛隊部隊の受け入れ場所</td> <td>大瀬戸総合運動公園</td> <td>西彼中央グラウンド及び駐車場</td> </tr> <tr> <td>ヘリポート</td> <td> 大瀬戸総合運動公園 西彼中央グラウンド 西海スポーツガーデングラウンド 大島若人の森総合運動公園 33°(さんさん)元気ランド 松島ヘリポート(吉原厚生グラウンド) 江島ヘリポート 平島ヘリポート </td> <td> 雪浦運動場 八木原運動場 上岳運動場 太田和運動場 七釜グラウンド 大崎高校グラウンド ■ </td> </tr> <tr> <td>緊急物資の受け入れ・保管場所</td> <td>大瀬戸総合体育館、白浜漁港、宮浦港</td> <td>西彼総合体育館 ■</td> </tr> <tr> <td>救護所</td> <td>各地区保健福祉センター</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>仮設住宅の建設用地</td> <td>上岳運動公園、八木原運動公園</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>ボランティアの受け入れ</td> <td>各社会福祉施設</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	必要機能	第1候補地	第2候補地	災害対策本部	市庁舎(本庁・各総合支所)	大瀬戸コミュニティセンター	自衛隊部隊の受け入れ場所	大瀬戸総合運動公園	西彼中央グラウンド及び駐車場	ヘリポート	大瀬戸総合運動公園 西彼中央グラウンド 西海スポーツガーデングラウンド 大島若人の森総合運動公園 33°(さんさん)元気ランド 松島ヘリポート(吉原厚生グラウンド) 江島ヘリポート 平島ヘリポート	雪浦運動場 八木原運動場 上岳運動場 太田和運動場 七釜グラウンド 大崎高校グラウンド ■	緊急物資の受け入れ・保管場所	大瀬戸総合体育館、白浜漁港、宮浦港	西彼総合体育館 ■	救護所	各地区保健福祉センター	■	仮設住宅の建設用地	上岳運動公園、八木原運動公園	■	ボランティアの受け入れ	各社会福祉施設	
	必要機能	第1候補地	第2候補地																						
	災害対策本部	市庁舎(本庁・各総合支所)	大瀬戸コミュニティセンター																						
	自衛隊部隊の受け入れ場所	大瀬戸総合運動公園	西彼中央グラウンド及び駐車場																						
	ヘリポート	大瀬戸総合運動公園 西彼中央グラウンド 西海スポーツガーデングラウンド 大島若人の森総合運動公園 33°(さんさん)元気ランド 松島ヘリポート(吉原厚生グラウンド) 江島ヘリポート 平島ヘリポート	雪浦運動場 八木原運動場 上岳運動場 太田和運動場 七釜グラウンド 大崎高校グラウンド ■																						
	緊急物資の受け入れ・保管場所	大瀬戸総合体育館、白浜漁港、宮浦港	西彼総合体育館 ■																						
	救護所	各地区保健福祉センター	■																						
	仮設住宅の建設用地	上岳運動公園、八木原運動公園	■																						
	ボランティアの受け入れ	各社会福祉施設																							

<p>改正理由</p>	<p>緊急輸送活動体制の整備 緊急輸送道路の整備について (「長崎県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき更新)</p>							
<p>ページ</p>	<p>更 新</p>							
<p>③ 51</p>	<p>第11章 緊急輸送活動体制の整備 2 緊急輸送道路の整備 緊急輸送路として、第1次、第2次緊急輸送道路を指定し、人員物資の輸送に支障のないよう整備を推進する。 市における県指定の第1次、第2次緊急輸送道路及びこれらの路線と連携する市が指定する道路は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="340 639 1831 1039"> <tr> <td data-bbox="340 639 873 772">機能区分</td> <td data-bbox="873 639 1831 772">長崎県緊急輸送道路ネットワーク計画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="340 772 873 905">第1次緊急輸送道路</td> <td data-bbox="873 772 1831 905">国道202号、国道206号、県道43号、県道12号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="340 905 873 1039">第2次緊急輸送道路</td> <td data-bbox="873 905 1831 1039">県道52号、県道243号、県道15号</td> </tr> </table>		機能区分	長崎県緊急輸送道路ネットワーク計画	第1次緊急輸送道路	国道202号、国道206号、県道43号、県道12号	第2次緊急輸送道路	県道52号、県道243号、県道15号
機能区分	長崎県緊急輸送道路ネットワーク計画							
第1次緊急輸送道路	国道202号、国道206号、県道43号、県道12号							
第2次緊急輸送道路	県道52号、県道243号、県道15号							

<p>改正理由</p>	<p>防災気象情報の伝達計画 警戒レベルを用いた防災情報の提供について (気象庁で定める標準記載に合わせた追記 県地域防災計画に整合)</p>
<p>ページ</p>	<p>追記</p>
<p>④ 77 ～ 80</p>	<p>第2章 通信及び情報収集伝達計画 第1節 防災気象情報の伝達計画 1 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p><u>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</u></p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</p> <p>なお、居住者等には、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>※ 「避難勧告等に関するガイドラインの改定について」別紙参考資料参照</p> </div>

避難勧告等に関するガイドラインの改定について

参考資料

(※避難情報に関するガイドラインへ名称も変更)

※災害対策基本法の改正
5月20日から運用開始

- 最も警戒度が高い「警戒レベル5」は、名称を「災害発生情報」から「**緊急安全確保**」に改める。
自宅の中や付近で少しでも浸水や土砂災害の危険が少ない所に身を寄せるよう住民に呼び掛ける。
- 「避難勧告」を廃止し、「**避難指示**」に一本化される。
この情報発令時点で**危険な場所から**住民全員が避難するよう求める。
- 「避難準備・高齢者等避難開始」から「**高齢者等避難**」に改める。
高齢者や障害者、避難経路が通行止めになる恐れがある人や河川近くの住民は避難を始める。

警戒レベル	住民がとるべき行動	行動を促す情報	
		これまでの避難情報	新たな避難情報
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)	緊急安全確保 (必ず発令される情報ではない)
警戒レベル4	危険な場所から 全員避難	・避難指示 (緊急) ・避難勧告	避難指示
警戒レベル3	高齢者等は避難 (他の住民は準備)	避難準備・ 高齢者等避難開始	高齢者等避難
警戒レベル2	自らの避難行動の確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	同左
警戒レベル1	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)	同左

※広報さいかい5月号に掲載し市民に周知するとともに5月の行政区長会で説明済

改正理由 防災気象情報の伝達計画 警戒レベルを用いた防災情報の提供について
(気象庁で定める標準記載に合わせた追記 県地域防災計画に整合)

ページ 追記

第2章 通信及び情報収集伝達計画
第1節 防災気象情報の伝達計画
1 警戒レベルを用いた防災情報の提供
略(前ページ記載)
2 県天気予報、気象警報・注意報等

(1) 長崎県内の気象官署が発表する特別警報・警報・注意報等は下表のとおりである。

〈特別警報〉

特別警報	大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生直前又はすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当
	大雪	略(追記なし)
	暴風	略(追記なし)
	暴風雪	略(追記なし)
	波浪	略(追記なし)
	高潮	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当

〈警報・注意報〉

以下略

※ 警戒レベルに基づいて追記 (県地域防災計画に整合)

④

77
～
80

改正理由	防災気象情報の伝達計画 大雨警報・洪水警報の危険度分布等について (気象庁で定める標準記載に合わせた追記 県地域防災計画に整合)								
ページ	追 記								
⑤ 84 ～ 85	<p data-bbox="260 292 840 328">第2章 通信及び情報収集伝達計画</p> <p data-bbox="260 335 801 371">第1節 防災気象情報の伝達計画</p> <p data-bbox="260 385 898 478">3 大雨警報・洪水警報の危険度分布等 警報の危険度分布の概要</p> <table border="1" data-bbox="299 485 1806 892"> <thead> <tr> <th data-bbox="299 485 937 556">種 類</th> <th data-bbox="937 485 1806 556">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="299 556 937 671">大雨警報(土砂災害)の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報)</td> <td data-bbox="937 556 1806 892" rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <p data-bbox="1072 585 1680 863">概要を地域防災計画に記載</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="299 671 937 742">大雨警報(浸水害)の危険度分布</td> </tr> <tr> <td data-bbox="299 742 937 813">洪水警報の危険度分布</td> </tr> <tr> <td data-bbox="299 813 937 892">流域雨量指数の予測値</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	概 要	大雨警報(土砂災害)の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報)	<p data-bbox="1072 585 1680 863">概要を地域防災計画に記載</p>	大雨警報(浸水害)の危険度分布	洪水警報の危険度分布	流域雨量指数の予測値
	種 類	概 要							
大雨警報(土砂災害)の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報)	<p data-bbox="1072 585 1680 863">概要を地域防災計画に記載</p>								
大雨警報(浸水害)の危険度分布									
洪水警報の危険度分布									
流域雨量指数の予測値									
<p data-bbox="260 906 560 999">4 海上予報・警報 略</p> <p data-bbox="260 1013 840 1049">5 早期注意情報(警報級の可能性)</p> <p data-bbox="280 1063 1903 1320">5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(長崎県南部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(長崎など)で発表される。大雨に関して、明日までの期間に「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>									

改正理由 災害救助法の適用基準
(西海市における災害救助法の適用基準に基づく更新 県地域防災計画に整合)

ページ 更新

第9章 救助法の適用に関する計画

4 法適用基準

救助法による応急救助は、災害による被害が一定規模以上に達したときに行われるのであり、市の区域内の人口と災害によって住家が滅失した世帯の数が法適用の基準とされている。

西海市における災害救助法の適用基準

	基準の内容
適用基準Ⅰ	・ 市内で、 60 ⁵⁰ 世帯以上の世帯の住家が滅失した場合。
適用基準Ⅱ	・ 県内において住家が滅失した世帯の数が1,500世帯以上であって、市内で、 30 ²⁵ 世帯以上の世帯の住家が滅失した場合。
適用基準Ⅲ	・ 県内において住家が滅失した世帯の数が7,000世帯以上である場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、市内で多数の世帯の住家が滅失した場合。
適用基準Ⅳ	・ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。

⑦ 118

※災害応急対策計画(震災対策) 第10章「災害救助法の適用基準」も同様更新

改正理由	避難計画 避難所の設置について (避難所における感染症対策の追記 県地域防災計画に整合)	
ページ	追 記	
⑧ 122	<p>第10章 避難計画 4 避難所の設置</p> <p>(1) 避難所の設定・運営 略</p> <p>(2) 避難所に収容するものの範囲 略</p> <p>(3) 避難の事前準備と留意事項 略</p> <p>(4) 避難所における感染症対策 市町は、避難所においては、衛生状態を保ち、感染症の発生、拡大を抑えることに努め、その対応については「避難所開設・運営における新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト（令和2年6月：長崎県）」に基づくものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>※「新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト(西海市)」 別紙参考資料参照</p> </div>	

新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト(西海市)

【開設事前準備にあたってのポイント】

参考資料

分類	チェック	項目
基本的 対策	<input type="checkbox"/>	必要な物質・資機材を確保しているか (パーテーション、マスク、消毒液、被接触体温計、扇風機、使い捨て手袋)
3密 (密閉・ 密着・ 密集・ 密接) の防止	<input type="checkbox"/>	各避難所の避難者数を通常の1/6に制限しているか <input type="checkbox"/> 指定避難所以外の避難所の確保を検討し、可能な限り多くの避難所の開設を図っているか (開設避難所の一覧把握) <input type="checkbox"/> 避難所以外への避難の検討をしているか (親戚や友人の家への避難検討)
	<input type="checkbox"/>	避難者が十分なスペースが確保できるよう留意しているか <input type="checkbox"/> 家族間で概ね約2m(最低1m)の間隔を確保しているか
専用スペース 確保	<input type="checkbox"/>	発熱、咳等の症状が出た場合の、専用のスペースを確保しているか <input type="checkbox"/> 個室を確保しているか (確保できない場合、専用スペースをパーテーションで区分しているか) <input type="checkbox"/> 専用トイレを区分しているか <input type="checkbox"/> 動線を確保しているか(一般の避難者とはゾーン、動線を分ける)
周知	<input type="checkbox"/>	避難所開設に係る対応(避難所の選定や確保、避難所以外への避難の検討等)を周知しているか(チラシ配布)
	<input type="checkbox"/>	避難所へ避難する際の必要物品(マスク、体温計等)等自助の働きかけを行っているか(チラシ配布)
感染症 対応	<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症等を発症した場合に備え、西彼保健所との連携体制はできているか (保健福祉部に確認)

新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト(西海市)

【運営時にあたってのポイント】

参考資料

分類	チェック	項目
基本的 対策	<input type="checkbox"/>	避難者や避難所運営者は、頻繁に手洗いをしているか
	<input type="checkbox"/>	避難者や避難所運営者は、手指の消毒、咳エチケット、マスクの着用等の基本的な感染対策を徹底しているか
衛生環境 確保	<input type="checkbox"/>	頻繁に手が触れる箇所(ドアノブ、蛇口、スイッチ、手すり等)は、1日2回以上消毒しているか
	<input type="checkbox"/>	トイレは、1日1回掃除しているか
	<input type="checkbox"/>	物品等は定期的に、及び目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃しているか
3密(密閉・密集・密接) の防止	<input type="checkbox"/>	避難者が十分なスペースが確保できるよう留意しているか <input type="checkbox"/> 家族間で概ね約2m(最低1m)の間隔を確保しているか
	<input type="checkbox"/>	避難所内は十分な換気に努めているか <input type="checkbox"/> 1時間に2回以上、窓を全開しているか <input type="checkbox"/> 可能であれば2つの方向の窓を同時に開けているか <input type="checkbox"/> 窓が1つしかない場合は、ドアを開けているか <input type="checkbox"/> 避難者の方々にも換気の協力をお願いしているか
	<input type="checkbox"/>	避難者同士の対面による会話を避けるようお願いしているか
専用スペース 確保	<input type="checkbox"/>	発熱、咳等の症状が出た場合の、専用のスペースを確保しているか <input type="checkbox"/> 個室を確保しているか (確保できない場合、専用スペースをパーティションで区分しているか) <input type="checkbox"/> 専用トイレを区分しているか <input type="checkbox"/> 動線を確保しているか(一般の避難者とはゾーン、動線を分ける)
健康 確認	<input type="checkbox"/>	避難者各自での検温(体温計は持参)、体調確認についてお願いしているか(チェックシートに記入してもらう)
	<input type="checkbox"/>	何かあれば職員へ早めに申し出られるよう呼びかけているか
感染症 対応	<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症等を発症した場合は、管轄保健所と十分に連携し、対応しているか (保健福祉部に確認)

改正理由	食料供給計画 災害救助法における食料供給について (県防災計画に整合)	
ページ	現行計画	修正計画
⑨ 131	<p>第13章 食糧供給計画</p> <p>1 災害におけるり災者および災害応急対策要員等に供給する食糧</p> <p>(4) 災害救助法による食料供給</p> <p>ア 実施責任者 災害救助法が適用された場合 (ア) 法第30条第1項の規定により市長が行う。 (イ) 上記以外の場合、知事が行い、市長がこれを補助する。</p> <p>イ 食品の給与対象者 (ア) 避難所に收容された者 (イ) 住家が全焼(壊)、半焼(壊)、流失、床上浸水等の被害をうけ炊事の出来ない者 (ウ) 被害をうけ一時縁故先等に避難する者</p> <p>ウ 食料の給与の方法 米飯の炊き出しを原則とするが、状況によっては、乾パン等の支給によることができるものとする。</p> <p>エ 食品の給与の期間 災害発生の日から7日以内</p>	<p>第13章 食糧供給計画</p> <p>1 災害におけるり災者および災害応急対策要員等に供給する食糧</p> <p>(4) 災害救助法による食料供給</p> <p>ア 実施責任者 災害救助法が適用された場合 (ア) 法第30条第1項の規定により市長が行う。 (イ) 上記以外の場合、知事が行い、市長がこれを補助する。</p> <p>イ 食品の給与対象者 (ア) 避難所に避難している者 (イ) 住家が被害を受け、若しくは災害により現に炊事の出来ない者</p> <p>ウ 食料の給与の方法 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p> <p>エ 食品の給与の期間 災害発生の日から7日以内</p>

改正理由	情報活動 緊急地震速報について (気象庁で定める標準記載に合わせた修正 県地域防災計画に整合)	
ページ	現行計画	修正計画
<p>⑩</p> <p>179 ～ 180</p>	<p>第2章 情報活動</p> <p>2 情報の受理、伝達、周知</p> <p>(1) 地震情報の受理 略</p> <p>(2) 緊急地震速報</p> <p>ア 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。</p> <p>注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。</p> <p>このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。</p>	<p>第2章 情報活動</p> <p>2 情報の受理、伝達、周知</p> <p>(1) 地震情報の受理 略</p> <p>(2) 緊急地震速報</p> <p>ア 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。</p> <p>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。</p> <p>注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。</p> <p>このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。</p>

改正理由 情報活動 地震情報の種類とその内容について
(気象庁で定める標準記載に合わせた追記 県地域防災計画に整合)

ページ 追記

第2章 情報活動
2 情報の受理、伝達、周知
(3) 津波警報等の種類とその内容
エ 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	略	略
震源に関する情報	略	略
震源・震度に関する情報	略	略
各地の震度に関する情報	・震度1以上	<ul style="list-style-type: none"> ・震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ・地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表
その他の情報	略	略
推計震度分布図	略	略
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	<ul style="list-style-type: none"> ・高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)
遠地地震に関する情報	略	略

⑪

185
~
186

<p>改正理由</p>	<p>避難活動 避難所の運営について (避難所における性的少数者への配慮に伴う修正 県地域防災計画に整合)</p>	
<p>ページ</p>	<p>現行計画</p>	<p>修正計画</p>
<p>⑫ 216 ～ 217</p>	<p>第9章 避難活動 5 避難所の設置 (1) 避難所の開設 略 (2) 避難所の運営 オ 避難所の運営は、公民館職員、施設管理者、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力のもとに、関係者が連携して運営体制を整備して行う。 運営の方針決定に女性の参画を促進し、男女両性のニーズを的確に反映した運営を行う。 (3) 避難の事前準備と留意事項 略 (4) 福祉避難所の指定等 略</p>	<p>第9章 避難活動 5 避難所の設置 (1) 避難所の開設 略 (2) 避難所の運営 オ 避難所の運営は、公民館職員、施設管理者、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力のもとに、関係者が連携して運営体制を整備して行う。 運営にあたっては男女共同参画を促進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。 (3) 避難の事前準備と留意事項 略 (4) 避難所における感染症対策 市町は、避難所においては、衛生状態を保ち、感染症の発生、拡大を抑えることに努め、その対応については「避難所開設・運営における新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト(令和2年6月:長崎県)」に基づくものとする。 (5) 福祉避難所の指定等 略</p>

改正理由	地域への応援活動 応急住宅の確保について (県地域防災計画に整合)	
ページ	現行計画	修正計画
⑬ 225	<p>第12章 地域への応援活動 第6節 応急住宅の確保 1 市</p> <p>(1) 応急仮設住宅の設置 市は、応急仮設住宅の設置を行うこととされた場合は、建設業関係団体等の協力を得て建設する。</p> <p>(2) 応急仮設住宅の建設場所 建設場所は、被災地から近い市の空地等を原則とし、災害の状況に応じて選定する。</p> <p>(3) 応急仮設住宅の入居者の認定 市は、応急仮設住宅を大数に設置した場合の入居事務については、その事務処理体制の整備、必要な職員の配置等を図り、被災者の入居が遅滞なく、かつ、公平に行われるよう努める。 この場合において、入居決定にあたっては、高齢者、障害者等災害弱者の実態に応じた配慮を行う。 なお、市は、入居事務について必要に応じて県に応援を要請する。</p>	<p>第12章 地域への応援活動 第6節 応急住宅の確保 1 市</p> <p>(1) 応急仮設住宅の設置 市は、応急仮設住宅の設置を行うこととされた場合は、建設業関係団体等の協力を得て建設する。</p> <p>(2) 応急仮設住宅の建設用地 建設用地は、あらかじめ定めた建設予定地のうちから、災害の状況に応じて選定する。</p> <p>(3) 応急仮設住宅の入居者の認定 市は、応急仮設住宅を大数に設置した場合の入居事務については、その事務処理体制の整備、必要な職員の配置等を図り、被災者の入居が遅滞なく、かつ、公平に行われるよう努める。 この場合において、入居決定にあたっては、高齢者、障害者等要配慮者の実態に応じた配慮を行う。 なお、市は、入居事務について必要に応じて県に応援を要請する。 仮設住宅は市が管理する。</p>

改正理由 消防活動計画 火災気象通報の取扱いについて
(気象庁で定める標準記載に合わせた修正 県地域防災計画に整合)

ページ 現行計画 修正計画

⑭ 246	<p>第1章 消防活動計画 6 火災気象通報の取扱い 火災気象通報は、消防法第22条第2項により気象官署から県を通じ、市に通報される。 (1) 気象通報の基準 火災気象通報の基準は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">気象官署区分</th> <th>気象条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">長崎地方気象台 (長崎地方)</td> <td style="vertical-align: top;">ア 実効湿度60%以下、最少湿度40%以下、かつ最大風速が7m/sを越える見込みのとき。 イ 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。 ただし、降雨(雪)中は通報しないことができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 通報系統 市に対する通報は、電話、電送等により次の系統に沿って行うものとする。</p>	気象官署区分	気象条件等	長崎地方気象台 (長崎地方)	ア 実効湿度60%以下、最少湿度40%以下、かつ最大風速が7m/sを越える見込みのとき。 イ 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。 ただし、降雨(雪)中は通報しないことができる。	<p>第1章 消防活動計画 6 火災気象通報の取扱い 火災気象通報は、消防法第22条第2項により気象官署から県を通じ、市に通報される。 (1) 通報系統 別紙参考資料参照 ア 通報区分 概ね市町を単位とする「二次細分区域」単位で通報する。 イ 通報基準 長崎地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 なお、「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。 ウ 通報内容及び時刻 毎日5時頃(日本時間、以下同様)、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、これをもって火災気象通報とし注意すべき事項を追加する。 また、直前の通報内容と異なる「乾燥注意報」または「強風注意報」の発表があった場合は、その発表をもって火災気象通報に代えることとする。</p>
	気象官署区分	気象条件等				
長崎地方気象台 (長崎地方)	ア 実効湿度60%以下、最少湿度40%以下、かつ最大風速が7m/sを越える見込みのとき。 イ 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。 ただし、降雨(雪)中は通報しないことができる。					

特別警報・警報・注意報の発表区域

参考資料

府県予報区	1次細分区域	市町等を まとめた地域	2次細分区域
長崎県	南部	島原半島	島原市
			雲仙市
			南島原市
		長崎地区	長崎市
			長与町
			時津町
		諫早・大村地区	諫早市
		大村市	
	西彼杵半島	西海市（江島・平島を除く）	
	北部	平戸・松浦地区	平戸市
			松浦市
		佐世保・東彼地区	佐世保市（宇久地域を除く）
			東彼杵町
			川棚町
			波佐見町
	佐々町		
	壱岐・対馬	壱岐	壱岐
		上対馬	上対馬
		下対馬	下対馬
	五島	上五島	佐世保市（宇久地域）
西海市（江島・平島）			
小値賀町			
新上五島町			
下五島		五島市	